

足尾鉍毒事件をめぐる明治知識人

商 兆琦

はじめに

島田宗三の「正造翁言行録」によれば、田中正造は彼の鉍毒運動について、以下のように語っている。

世間の人は鉍毒事件を工業と農業との戦いのように見て、私の仕事を、あたかも時代に逆行するものごとく解釈しますが、これは、皮相の観察にすぎません。私が鉍業停止を叫ぶ所以は、鉍業という一時的な仕事で、永久的農業を滅ぼすことは、不当であるばかりか、山河を荒らして日本の経済を破壊する、法律を濫用して憲法を破壊する、天地の公道を無視して人道を破壊する、そして人類の滅亡を顧みないからです。世上一切の経営は人類の幸福を図るのを目的とする筈です。然るに工業の名に於いて、人類の滅亡を顧みないという乱暴をなす事は断じて許すことが出来ません。これが、私の身命を賭して鉍業停止を要求する理由です。¹

たとえそれが田中正造の本音であったとしても、我々はそれを「鉍毒事件」の本質として素直に受け取ることにはできない。既に指摘したように、それは、田中正造にとっての当面の問題や当時の歴史状況（外的の社会環境、そして内的の性格＝誇張、出身＝下野、学問＝道徳中心など）と関連し、彼なりの価値判断に基づいて語った見解だったのである^{補注}。

田中正造は、当初から足尾銅山の停止を訴え続けてきた。ところが、明治時代、鉍毒事件をめぐる、政府、銅山、被害民の認識と求められる解決策は、互いに食い違うと同時に、知識人²の間には、それぞれの問題のありかたの違いから、観点の対立が発生した。しかし、これまでの鉍毒事件研究の殆どは、田中正造を中心に組み立てられており、一方で明治言論界に一石を投じた鉍毒事件の意味を検討する研究は、僅か数篇に過ぎない状況である。明治人物史研究においては、しばしば人物ごとの鉍毒事件の論説が取りあげられてきたが、比較や総括的な研究は不十分で、鉍毒事件に関して明治思想界全体におけるそれぞれの見解の矛盾、対立、錯綜を見出すことはできない。

一方、田中正造や鉍毒事件に評価を与えようとするれば、明治思想史の背景や流れに置き直す作業が必要である。明治日本における田中正造や鉍毒事件の意義を確定するためには、他の知識人に眼を配らない限り、偏った結論に陥る恐れがある。

したがって、田中正造を一思想家として明治思想史に位置づけるためには、ひとまず、明治思想界という大舞台の上に鉍毒事件を取り巻く思想的状況の小舞台を設定し、鉍毒事件に関わ

商「足尾鉍毒事件をめぐる明治知識人」

った明治知識人を登場させて、光を投射することを通じて、田中正造の思想の「平面的位相」を確認すべきだと思われる。また、この作業は同時に、鉍毒事件に関心を寄せたそれぞれの知識人の思想の明暗両面を捉えなおす機会を提供するであろう。

そこで、小稿は、「明治思想界にとっての鉍毒事件」という問題意識の下、鉍毒事件をめぐる明治知識人たちの言説、立場、思想を解明すると共に、その間に生じた対立、そして対立の根本原因を明らかにしたい。

一 鉍毒世論と知識人

1 思想史としての鉍毒事件

河上肇は、1947年に刊行された『自叙伝』のなかで、田中正造を追憶した際、鉍毒問題を以下のように論じた。

今になって考えてみると、田中翁が殆どその一生を献げられた足尾鉍毒問題なるものは、日本における資本の原始蓄積の過程に伴う避くべからざる一の悲劇にほかならなかったのである。マルクスがその『資本論』でこの上もなく鮮やかに描き出しているように、資本というものは実に「頭から足の爪先まで総ての毛孔から、血と汚物をたらしつつ此の世の中に生まれて来たのである。…どこの国でも始めて資本主義が立脚地を確立するに至るためには、独占生産者にたいする惨憺たる生存資源剥奪の過程を必要とした。…畢竟、足尾地方で数多くの農民が父祖伝来の土地を失い相率いてプロレタリア化したのも、古河という大資本家が急速に成長するために——やがて日本資本主義の成長を温室的に促進せしめ、封建的生産力方法の資本家的生産への転化の過程を短縮するために——避けることの出来難い歴史の必然的な悲劇的要請でもあったのである。だが、この悲劇に義人田中正造翁の登場を見るに至っていることは、我が日本の誇りとするに値するであろう。³

つまり、1940年代の河上肇にとって、足尾鉍毒問題の本質とは、日本の近代資本主義を早急に育成するために、「避けることの出来難い歴史の必然的な悲劇」であった。にもかかわらず、その歴史発展の勢いにあえて立ち向かおうとした田中正造は、日本の誇りとすべき義人で、悲劇の英雄だったと評価していたのである。

2010年刊行された『田中正造：生涯を公共に献げた行動する思想人』の中で、小松裕は以下のように主張している。

田中正造は、足尾銅山鉍毒事件や谷中村問題という一地域の問題を、日本という国民国家を超えて、世界人類に共通する普遍的な問題と位置づける視座を有していた。足尾銅山鉍毒事件に対する当時の一般的な認識は、近代化の過程で必然的に発生する鉍業（工業）と農業の衝突問題というものであったが、このような認識からは、鉍業の利益と農業の利益のどちらを優先させるかといった二者択一式な解決法か、せいぜいその二者をどのように調和させるかといった解決法しか導き出されない。しかし、正造は、それを「公益」（公

共の利益)の問題であり、「いのち」の問題であると認識していた。まさに近代文明の本質そのものに由来する普遍的問題と把握したのである。⁴

このように、小松は、足尾鉍毒事件を、「公益」と「いのち」に関わる、「近代文明の普遍の問題」と捉えている。そして田中正造を、「鉍業と農業の衝突」を超克し「世界人類に共通する普遍的な問題と位置づける視座」の持ち主で、「近代文明の本質」を見抜いた思想家と評価している⁵。

R.G. コリングウッドは『歴史の観念』において、「歴史家の発見する対象は単なる出来事ではなくて、その出来事の中にある思想である」⁶とのべ、「すべて歴史は思想の歴史である (All history is a history of thought)」⁷という有名な結論を出した。鉍毒事件に対する河上肇と小松裕のそれぞれの論説は、正にその証明である。同じの歴史事件であっても、マルクス主義者の河上肇にとっての意義は、「いのち」や「公共思想」を唱える小松裕にとっての意義とは、まったく異なっている。

一方、コリングウッドは、「歴史は歴史家の創造だ」と主張するわけでもなく、むしろ、実在としての歴史の重要性も強く主張していた。⁸鉍毒事件という歴史世界に一度立ち会った河上肇は、また「今になって考えてみる」という回顧の姿勢を取ることができるが、我々の世代は、鉍毒事件や田中正造に含まれる歴史の意義を見出そうとすれば、慎重に歴史調査を行って、歴史現場に近づこうとするほかない。

歴史状態を確認するもう一つの方法は、比較研究である。丸山真男は、「福沢・岡倉・内村」という文章の中で、知識人比較研究の必要性和意義を以下のように述べている。

相似した時代の環境を背景に、そこからある程度共通した課題をひきだし、各々の領域から演じた役割にも、一見するよりおおくのバラレルな要素が見出される。とはいえ、それによって、この三人（福沢諭吉、岡倉天心、内村鑑三）の個性と思想と生き方との間に横たわる巨大な隔絶に目をつぶるわけにはいかない。そうした相違面を一々の点にわたって比較することはとうていここではできないので、以下例示的に三人の思想が交錯する次元にスポットをあてて、各々の精神的な反応のちがいが、やがて大きな思想史的な分岐を生んでゆく緒口を少しばかり探してみたい。⁹

筆者は、丸山の問題意識を踏まえて、「共通した課題」としての鉍毒事件を前に、明治知識人たちに生じた「精神的な反応」の相違点と共通点を明らかにしたい。このような考察を通して、それぞれの明治知識人の「個性と思想と生き方との間に横たわる巨大な隔絶」や「思想の交錯」の解明を試みる。

2 先行研究の状況

田中正造と明治知識人の比較研究を本格的に行った先行研究は、管見の限り、中込道夫が著わした『田中正造と近代思想』のみである。中込は、田中正造と、三宅雪嶺、幸徳秋水、片山

潜などの明治思想史上の主役との比較研究を通して、反近代「在村」思想＝土の思想家の田中正造像を押し出した。

中込論に若干類似する研究は、鉍毒事件に関する世論の研究である。

鉍毒世論については、山本武利の『公害報道の原点―田中正造と世論形成』¹⁰という著作が最も詳しい。その他に、田村紀雄『田中正造をめぐる言論思想：足尾鉍毒問題の情報化プロセス』（社会評論社、1998年）、「農民運動とコミュニケーション(上)(中)」(『東京大学新聞研究所紀要』第20、21号、1971年、1973年)、香内三郎「いわゆる公害報道の歴史：足尾鉍毒事件の一側面」(『新聞学評論』(20)、1971)などの成果が挙げられる。

「鉍毒事件」は、明治最大の社会問題として、当時の世論を強く動かして、幾たびの「鉍毒世論」に発展したのである。山本武利たちが指摘するとおり、1897年から1902年までには、二つの「鉍毒世論」のピークが存在する¹¹。

1897年(明治30)2月の被害民の大挙上京請願と同年5月の政府により出された「鉍毒予防命令」の発布を機にして、多くの知識人の視線は鉍毒問題に向かい、「鉍毒世論」の第一ピークが現れた。しかし、「鉍毒予防命令」が発布された後、知識人の関心は、ひとまず薄くなり、鉍毒に関する論説も次第に少なくなっていった。当時、鉍毒事件について知識人の主要の言説は、下表の通りである。

日付	著者	新聞・雑誌ほか	タイトル
1897.3.27	勝海舟	毎日新聞	
1897.3.27	勝海舟	海舟座談	清話のしれべ
1897.3.29	陸羯南	日本	国家的社会主義
1897.4.2	谷干城	書簡	大隈重信への書簡
1897.4.13	島田三郎	毎日新聞	足尾銅山鉍毒事件
1897.4.13	福沢諭吉	時事新報	内務大臣の鉍毒視察
1897.4.20	勝海舟	国民新聞	氷川伯の談話
1897.5.1～22	島田三郎	毎日新聞	鉍毒事件の真相
1897.5.28	福沢諭吉	時事新報	足尾鉍毒事件の処分
1897.5.30	陸羯南	日本	鉍毒事件と検査院
1897.6.2	福沢諭吉	時事新報	学術進歩の賜物として見る可し
1897.6.5	谷干城	書簡	陸羯南への書簡
1899.1.2	勝海舟	海舟座談	

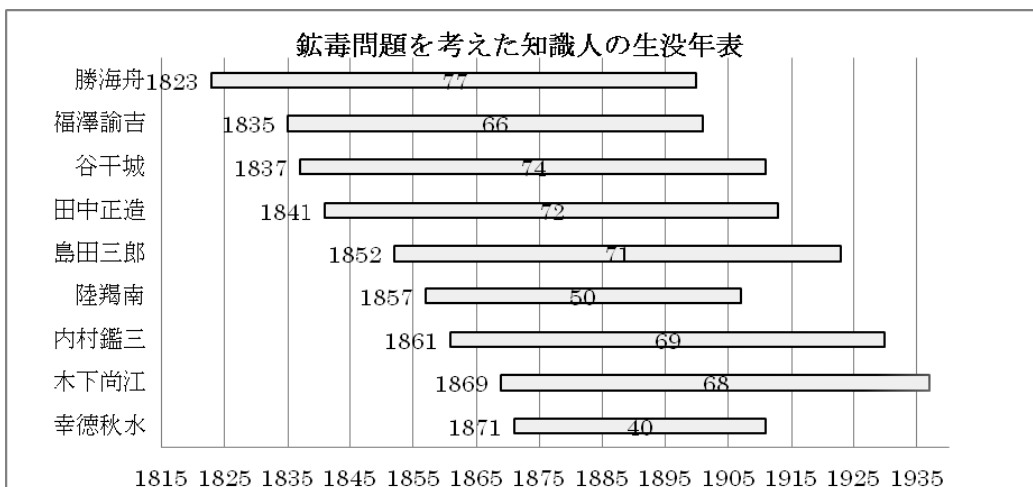
1900年2月の川俣事件¹²が起こった後、「鉍毒世論」は再び活発化した。翌年の12月の正造の直訴と「第二次鉍毒調査委員会」の設置は、「鉍毒世論」の第二ピークの形成を促したのである。当時、鉍毒事件をめぐる論説を行った知識人たちは、下表の通りである。

日付	著者	新聞・雑誌ほか	タイトル
1900.2.19	木下尚江	毎日新聞	鉍毒飛沫
1900.5	島田三郎	毎日新聞	『足尾鉍毒問題』序
1900～1903	木下尚江	毎日新聞	『足尾鉍毒問題』を含め多数
1901.4.25～30	内村鑑三	万朝報	鉍毒地巡遊記
1901.5.18	内村鑑三	万朝報	既に亡国の民たり
1901.10.2	陸羯南	日本	鉍毒地の臨検
1901.11.28	内村鑑三	万朝報	悪に抗する勿れ
1901.12.23	内村鑑三	万朝報	余の従事しつつある社会改良事業
1902.1.26	谷干城	毎日新聞	谷子爵の鉍毒論—貴族院見聞録
1902.1.30	陸羯南	日本	鉍毒問題を若何
1902.2.21	幸徳秋水	万朝報	鉍毒調査会に対する希望
1902.3.12	陸羯南	日本	行政の本義—鉍毒調査に付きて
1902.3.13	陸羯南	日本	鉍毒調査と俗吏

ところが、「鉍毒世論」の研究は基本的にメディア史の観点から、「新聞社」を単位とし、鉍毒事件の中でも特に鉍毒報道や世論の動向についての分析に重点を置いていたため、知識人の動向という点では検討が不十分であった。筆者は、以上のような先行研究を踏まえて、鉍毒世論に現われたそれぞれの知識人の思想の位置、交錯と衝突を以下明らかにしていく。

3 歴史時間

まず、鉍毒事件に関心を寄せた知識人が具体的にいつ存命していたかを確認する必要がある。彼らの生没年表は、下図の通りである。



第一に、徳富蘇峰の提出した「天保の老人」と「明治の青年」という区分法を用いて、上述の知識人の年齢分布を考察したい。

そうすると、福沢諭吉、谷干城と田中正造は、天保の老人に属することになる。文政6年生まれた勝海舟は、「天保の老人」より老人の世代である。彼らの共通点をいえば、福沢諭吉がというような「一身にして二生を経」¹³たという時代の断層感を持っていることであろう。

1863年に生れた徳富蘇峰は、自ら「明治の青年」と称したが、だとすれば、山路愛山や木下尚江のような年下の人は勿論、徳富より2歳上の内村鑑三、6歳上の陸羯南も「明治の青年」の世代と言っていいだろう。しかし、1887年に『新日本之青年』が発表された頃、島田三郎はすでに35歳になっていたのも、「天保の老人」と「明治の青年」の中間に位置する世代である。それに対して、冒頭に引用された河上肇は、田中正造の直訴の時、大学に就学して、大正になってから本格的に思想界で脚光を浴び始めたのである。

宗教信仰の角度から見れば、ここで取り上げた知識人の大きな特色は、キリスト教徒が多いということである。「明治の青年」の中では、陸羯南を除き、内村鑑三、木下尚江、幸徳秋水が、全員キリスト教徒である。そのほか、島田三郎もキリスト教徒であり、田中正造はキリスト教徒でなかったが、大きな影響を受けていたのである。

天保の老人	明治の青年	ほか
勝海舟、福沢諭吉、 谷干城、田中正造	陸羯南、内村鑑三、 木下尚江、幸徳秋水	島田三郎

キリスト者	非キリスト者	影響を受けた
島田三郎、内村鑑三、 山路愛山、木下尚江、 幸徳秋水	勝海舟、福沢諭吉、 谷干城、陸羯南	田中正造

田中正造の鉍毒論については、多くの研究者に論じられてきたうえ、ここでの筆者の目的は、正造以外の知識人の言説を扱うことにあるので、正造の鉍毒論についての直接の言及はひとまず置いておく。

二 第一期鉍毒世論

(一) 「天保の老人」の言説

1 勝海舟の鉍毒言説

勝海舟の鉍毒論は、幾つかの中心点を軸にして展開されている。その中心点とは、「治水」、「文明の本意」と「人心の安定」であって、さらに、幕臣としての勝海舟にとって「日光」との特別な感情の関わりも加えられると思われる。

① 治水

勝海舟の鉍毒問題に対する一つ目の関心は、「治水」である。鉍毒事件が「水害」をもたらす可能性を懸念して、以下のような発言をしている。

鉍毒の影響を日光迄受けて中禅寺の湖水に毒を流し日光町は勿論其の下々をして清水に事を欠かしめはせぬか。¹⁴

鉍毒も随分ひどい話だが、(中略)あの鉍山の為に近辺の山林が年々赤裸になり行き居ることである。日光の山々は実に関東の諸川に取って大切な水源である。この大切な水源は年々に涸らされ、オマケに大雨でも続き此の山々より坂下ろしに洪水と共に土砂を押し流し来たった日には、如何なる堤防も何もあったものではない。それゆへ国家百年の大害を遺すと云うものだ。¹⁵

つまり、勝海舟は、鉍毒が水源を汚染することで、地元の住民の生活への影響は必至であり、また、鉍山生産が盛んになるにつれて、山林乱伐の問題が深刻化し、日本の中心部としての関東地方には、洪水などの「百年の大害」が発生するかもしれないと述べているのである。

② 文明は民の害とならぬ

勝海舟は、自分の文明観を以下のように述べている。

旧幕は野蛮で今日は文明だそうだ。(中略)山を掘ることは旧幕時代からやっていた事だが、旧幕時代は当時は手の先でチョイチョイやっていたんだ。海へ小便したって、海の水は小便にはなるまい。手の先でチョイチョイ掘っていれば毒は流れやしまい。今日は文明だそうだ。文明の大仕掛けで山を掘りながら、そのほかの仕掛けはこれに伴わぬ、それでは海に小便したとは違うがね。¹⁶

旧幕は、野蛮だと言うなら、それで宜しい。伊藤(博文)さんや、陸奥(宗光)さんは、文明の骨頂だと言うじゃないか。文明というのは、よく理を考えて、民の害とならぬ事をするのではないか。それだから、文明流になさいと言うのだ。¹⁷

このように、勝海舟が認めた「文明」は、「よく理を考えて、民の害とならぬ事をする」ことである。したがって勝海舟の見るところ、明治政府は「文明開化」と標榜しているものの、実は、「山林開発」や「民衆保護」においては、却って「野蛮の旧幕」に及ばないのであった。さらに、これによって、「文明開化」の中心人物である伊藤博文や陸奥宗光を非難したのである。

③ 人心安定

勝海舟は、鉍毒問題を「人心安定」に関わる問題と捉えている。したがって、「人心快然たること」ができなければ、「いつまでも鬱積して破裂せざれば、民心遂に離散すべし」という懸念を示していた。「民心」を安定させる重要性や緊急性を強調していたのである。

鉍毒問題は、直ちに停止のほかない。今になってその処置法を講究するのは姑息だ。先ず正論によって撃ち破り、前政府の非を改め、その大綱を正し、しかして後にこそ、その処

分法を講ずべきである。しからざれば、いかに善き処分法を立つるとも、人心快然たることなし。いつまでも鬱積して破裂せざれば、民心遂に離散すべし。既に今日のごとくなれば、たとえ鉍毒のためならずとも、少しその水が這入っても、その毒のために不作となるように感ずるならん。そうしていかにして民心を安んぜんや。¹⁸

④ 関東の気風

勝海舟は死ぬ19日前、すなわち1899年1月2日、鉍毒被害地の特別な地方気風から、再び鉍毒問題を論じた。

田中（正造）は知らないのだネ。何か、もち上りそうかエ。どうせ、血を見ずには、止むまいよ。一つ騒ぐ方がいいのサ。関東という所は、気風が妙だからナ。（足利）尊と新田（義貞）でも、御覧ナ。親類同士で、ア一いう喧嘩だろう。（北条）高時でも、悪いものかといえ、そうでない、八百人も自殺しているよ。一ツ敵になると、何ということなしに、骨肉相殺すまでに至るのが風だ。その代わりに、一ツ解けてくると、また、ガラリとするのだ。昔から、アアだ。九州とは、よほど違う。東北はまた愚だからネ。それで、樺山（資紀）が内務の時にも、そう言ってやったのサ。それで、驚いて、草鞋などを穿いて鉍毒地方を廻ったのさ。すると、また感激して鎮まるからナ。¹⁹

勝海舟は、足利尊氏、新田義貞と北条高時といった歴史人物を例として、関東地方における「勇猛」、「果敢」、「骨肉相殺すまでに至るのが風」という気風の角度から、鉍毒問題を論じた。一方、関東地方は勇猛の気風に傾いているにもかかわらず、一旦問題が解決されるならば、直ちに常態に取り戻すようになることを説いた。したがって、内務大臣の樺山資紀が鉍毒地方視察したことに対し、高い評価を与えた。

⑤ 日光との関わり

徳川家康を東照大権現として祀る総本社は、日光にある。幕臣としての勝海舟は、徳川家の聖地になった日光と特別な感情的関わりを持っていただろう。勝海舟は、1880年以来、日光の東照宮を保存するための保晃会の成立に積極的に関与した。²⁰更に、1893年には保晃会を顕彰する石碑を書いたのである。勝海舟は、たびたび日光を訪ねて、樹木を寄付したこともあったようである。

今の有様で行けば来年位から日光の紅葉もなくなるだろうよ、皆尽く薪となってしまっさ。老爺も先年、五万本ばかり日光に寄付して置いたが、丁度古河の薪木に寄付したと同様なものだな。²¹

このように、勝は、自分が日光に寄付した樹木は、足尾鉍山の銅の製錬で燃料として使われるかもしれないと腹立たしかった。

2 谷干城の鉍毒論説

勝海舟のほか、鉍毒事件に熱心に関与した政界の大物としては、谷干城があげられる。谷干

城の鉍毒論の論点は、「社会・人権の問題」、「人心安定」、「農民・農業保護」に分けられ、以下のように説明できよう。

① 社会・人権の問題

1897年2月の鉍毒被害民の大学上京請願を機に、谷干城の足尾鉍毒事件に対する関心は高まり、1897年3月、谷干城は農学者の津田仙らとともに、実地調査に出かけ、被害民から話を聞き、惨状を目撃する。帰京後の3月30日、田中正造や津田仙とともに開催した神田の演説会で、谷干城は演説を行なった。

谷干城の演説は、主に「社会の問題」と「人権の問題」という二点を軸にして説き進められた。谷干城によると、鉍毒事件は「独り一地方の問題」ではなく、「実に国家的社会的大問題」であった。鉍毒の「害」は猛烈で、被害地数十万の人民の「衛生」や「職業」に影響したから、「単に利害上より打算」により、銅山の利益と農業の利益とどちらが多いという比較をしてはならない。鉍毒事件が「人権上の大問題」と見做されるべきだと述べ、鉍毒停止命令は当然と訴える²²。

② 人心安定

谷干城の要請を受けて、農商務相の榎本武揚は、被害地を訪ねたあと、すぐに辞任した。外相大隈重信²³が農商務省を兼任することになると、4月2日、谷干城は大隈重信に以下の書簡を送った。

何分ニも貧民ト富商ト之争ヒニ付、兎角貧民之味方少く、富商之荷担者多く、夫レ故今日ニも立至り候事故今後と雖も決而油断不相成と深く案申候。幸ニ老兄御兼任之事故、大英断希望いたし候。（中略）事故一刀両断之他有之間敷、之ヲ断行スルニ付、而も工夫其他鉍山ニ従事いたし居候者之暴動等も又不斗宜敷御料理希望ニ不堪候。被害地之人民ニ於而ハ積年の損害ニ加へ、昨年之大洪水ニ而、一増之鉍毒ヲ重ネ候故、家ニ担石之米ナク耕種之時期来ルモ施種ス可キノ地なく、延引いたし候中ニハ如何之不良事ヲ生ジ候も難斗。²⁴

このように、谷干城は大隈重信に対して、鉍毒事件を「貧民と富商との争い」として捉え、農商務大臣として「被害農民の窮状」を十分に配慮すべきだと訴えた。その問題は、「恆産なければ恆心なし」として、「人心安定」関わっているので、慎重に対応できなければ、「騒乱」になってしまうということを強調した。この点においては、勝海舟の見方との接近が見られるのである。

③ 農民・農業保護

「鉍毒予防令」が發布されたあと、谷干城は、陸羯南への手紙の中で、鉍毒被害民が「免租の処分」を受けるほか、さらに、政府や銅山からの「荒地回復の資」を獲得すべきだと唱えている。

鉍毒事件も一段落は付候者の只免租のみにて追放し候ては、鉍毒を蒙り候地所を如何にして回復可致候哉。彼等は多年損害を蒙り、殊に昨年は非常の大難にして毒土を取り除き候

にも、新地開墾よりも数層の費用を要し候様被考候、（中略）野夫は停止を固守するものには非ず候得共、損害を受し人民へは荒地回復の資は古河なり、又は政府なり孰れより欺與へ不申ては非理なる処置と相考申候。²⁵

谷干城は、日本の初代の内閣の農商務大臣として、一般的に農本主義者と見なされている。当時、地租増徴問題をめぐる田口卯吉との論争は、最も代表的な思想史事件である²⁶。それについて、信夫清三郎は、『日本政治史Ⅲ 天皇制の成立』に以下のように記している。

谷干城は、「自田自作者」のために地租増徴に反対した。彼は、「余は従来尊農の主義にして日本の安寧を維持するは実に自作農業者多数なるにありと信ず」と主張し、「故に余は小地主、即ち自田自作者の尚ほ多数なることを悦び、彼れ等を自然に放任せず、為し得らるる限り保護致し度き考へなり」と強調し、「余が最も尊び、最も望む処は、独立農業者、即ち凡そ一町より二町位の自田を自作し、一家数口、寒くしてに凍へず、凶作にも死亡を免れ、一家団樂熙々として世を送るの民多からんと欲する也」と主張した。²⁷

ここから、谷干城が地主層の既得権益を擁護して、中小自作農層の保護を求めるという考え方は読み取られる同時に、谷が抱いた孟子が『梁恵王章句（上）』で語っている「徳治主義」の理想も看取される。

3 福沢諭吉の鉍毒論説

近代日本を代表するイデオログ福沢諭吉の鉍毒言説を見てみよう。

福沢諭吉にとって最も重大な課題は、日本の文明化といえよう。福沢は、文明の中核になるのは、「智」ないし学問だと考えていたようである。その立場に徹して、鉍毒事件を「智」の立場から捉えて、道徳を考慮に入れなかったのは、福沢の鉍毒論の大きな特徴である。

① 文明の施政

福沢諭吉によると、鉍毒問題は、谷干城が捉えた「人権・社会の問題」ではなく、単なる技術、学問の問題である。政府は、技術、学問そして法律により、問題の解決を求めるべきと言い、その解決方策こそは、文明の施政だと唱えていた。このように、福沢諭吉は、勝海舟と正反対の態度を取って、「技術家」ではない内務大臣樺山資紀の現地視察を以下のように批判した。

専門家調査の結果を待たず、素人たる大臣が分かりもせぬ視察して、先入、主と為ることもあらんには、寧ろ判断の妨にはならざるか。（中略）調査の結果に由りて判断する其判断は厳正一偏、唯学問上の原則に據るの外なきものにして、大臣出張の必要は何れの点にあるか解す可らざる事なり。²⁸

また5月に「鉍毒予防令」が發布されたあと、「鉍毒問題」の解決が実現できたと考えた福沢は、「學術進歩の賜として見る可」という記事を著わして、「一片の学理、以て百年の噉々を絶つ」と政府の対処を喝采した。²⁹

福沢によれば、もし「鉱毒問題」が「未開」の徳川時代において起こっていれば、政府は如何に対応してもそれを解決することができなかつたろうと語り、「文明」の明治時代になってからようやく鉱毒問題の解決ができるようになったのであり、それを「学術進歩の賜」と見なし、「文明の光徳」の体現としている。

② 「法律」と「人情」の峻別

福沢諭吉は、「文明の法律世界」における政治の「人情」からの独立性を強調した。「学術進歩の賜として見る可」に以下のように述べられている。

政府の権能上、出来得る限りの手段を尽くして後来の安全を保護し、権能以外の情実には一歩も立ち入れず。³⁰

また、被害民の請願運動が、そもそも「文明の法律世界」にあり得ない挙動だと考え、被害民の請願を応えるための内務大臣の鉱毒視察を以下のように批判した。

先頃来該地方の人民が多人数を催ほし陳情請願云々とて騒々しく政府の門を叩きたるは、文明の法律世界に如何にも穏ならぬ挙動にして、断然排斥と思の外、当局者は親しく面会して事珍しく彼等の陳述を聴聞したるのみならず、今又自身に出張とは、随分念の入たる次第なる。³¹

つまり、福沢諭吉にとっては、「法律世界」と「人情世界」とが区分けされるべきで、「法律の世界」に設置されている政府の権能は、「人情世界」を排斥しなければならないのである。福沢は、公平の「法律世界」を管轄すべき政治が、偏頗な「人情世界」に陥ってしまう恐れを懸念しているのである。

昔々徳川政府創業の時、板倉周防守が所司代として京都に在勤、人民の訴訟を聴くに障子を締め切り其中に坐を占めて双方の陳述に耳を傾け、一切他の顔を見ずして判決を下すの常なりしがば、或人その次第を尋ねたるに、他の顔色を見るときは自然に愛憎の念を生じて公平を失するの恐れあるが為めなりと答へたるは、何人も記憶する所なる可し。³²

福沢諭吉は、社会秩序の安定を重要視し、被害民の反対運動に対する強い警戒心を示している。

地方の人民などが例の如く演説集会など催ほして不服と唱えるものもある可し。其の演説集会にして不穩に涉り或は竹槍蓆旗などの行為を煽動するも口気あるか、又は多人数の力を以て他人を脅迫するが如き挙動もあらんには、政府は断然職権を以て処分し一毫も假借する所ある可らず。³³

③ 行政と司法

福沢諭吉によれば、二つの鉱毒問題があり、それは「行政問題」と「司法問題」である。そして「行政問題」を「政府の権能」により解決し、「司法問題」を「法廷の権能」により解決すべきと主張した。

我輩は此の命令を政府の権能上あらん限りの手段を尽したるものと為し、その権能以外の処置は総て之を法律の判決に任ずるを以て至当と認むるものなり。³⁴

また、「既往の損害」を如何に処理すべきかについて、次のように論じている。

本来この事たる、政府の預かり知る可きものに非ず。政府は既に権能の許限りに於いてあらゆる力を尽くして処分の法を講じたことなれば、其責任は充分に全うしたるものと云う可し。故に若しも被害地の人民にして従来の損失を其儘に付すること能はずとてその補償を求めんとならば、之を法廷に訴えて法律上に争う可きのみ。又鉍山主に於いても万一この命令に服従すること能はざるの事情あらんには、是れ又法律に訴へて裁判を求むるの外ある可からず。³⁵

つまり、政府は「鉍毒防止令」を出して自分なりの責任を充分に果たしているので、当事者双方はもし命令に対する異議があれば、「法廷」での裁判により解決を求めるべきだと説いた。

④ 法律の至上性

福沢諭吉は、法律が「人の生死」さえ決める最高の権威性を持ち、裁決には徹底的な強制力があると説いた。「司法問題」としての鉍毒問題が発生する場合、一旦裁決が判定されれば、法律の至上性や最高の権威性によって、異議を少しも申し立てる余地がないと論じている。

最後の判決に至りてもいよいよ目的を達すること能はざるときは、最早や如何ともす可らず、只黙して国法の所命に服従するの外なし。一国の法律は甚だ重し、以て人を殺す可く、以て人を活かす可し。死生尚ほ且つ法律の命ずる所にして苟も背くを得ずとあれば、況して財産所得の損益に至りては只管国法に依頼して他に訴えるの道なきものなればなり。³⁶

こうした福沢諭吉の論説には極めてよく近代国家政治学の精神が表れていると言える。それは、ある意味でカール・シュミットが言うような「中性国家」の学説と相似している。

中性国家については、丸山真男の以下のような解説がある。

真理とか道徳とかの内容的価値に関して中立的立場をとり、そうした価値の選択と判断はもっぱら他の社会的集団乃至個人の良心に委ね、国家主権の基礎をば、かかる内容的価値から捨象された純粹に形式的な法機構の上に置いている。³⁷

(二) 島田三郎の「中立」論

島田三郎は、毎日新聞の社長であり、鉍毒事件に対し並々ならぬ関心を示した。島田は、中立の態度を持ち、鉍山側、被害者側とはそれぞれ一定の距離をおいて、双方に一応理解をしめしつつも、鉍毒問題へのそれぞれの対応の仕方を批判している。『毎日新聞』4月13日の社説「足尾鉍毒事件」³⁸を見てみよう。

① 他説批判と問題本質

島田三郎から見れば、鉍毒問題の本質は、「貧富の争」あるいは「資本労働の軋轢」ではなく、「農工の衝突」である。島田は、鉍毒問題を「貧富の争い」とする見方を「泛浮の見」と捉え、それを唱えていた「社会改革家」を「軽躁の徒」と批判する。

本件は今日社会物論の集点となれり、軽躁の徒は、此の件を以て貧富争鬭の問題と爲し。

農民の苦情を以て社会問題の發動と評すると雖、是れ畢竟泛浮の見のみ。社会改革家が所謂貧富争鬭の問題は、資本労働の軋轢にして、今日の件は、全く此例にあらず。農家は農家の田産ありて、鉱業家は鉱業の鉱山有す。兩者の間、曾て資本労働の関係なし、之を如何ぞ社会改革家の所謂貧富争鬭の問題と言ふを得んや。³⁹

1897年5月1日から5月22日にかけて『毎日新聞』に、島田三郎は十二回にわたり「鉱毒事件の真相」を連載していた。島田三郎は、「現（即）時停止に同意する者に非ずといえども、また絶対的停止に反対する者に非ず」とし、また「あえて民衆を扇動しようとは思わないが」とあたかも穏健派の立場を示した。島田は、鉱毒問題の本質は、「農工二業の衝突」にあるので、それぞれを調和させ、両立できる方法を模索する努力が必要だと唱えていた。

農工二業の衝突は、両毛の野に現出したり、此の毒害は人力を以て防止する能はざる乎、此二業は終に両立する能はざる乎、之を調和して国力を全局に保益するの道無き乎、(中略) 当局は、全力を尽くして研究解釈するの責任を有す。

また、島田三郎のこうした姿勢は、一貫していたようである。また、1900年5月、島田三郎は、木下尚江の執筆した『足尾鉱毒事件』の序文の中で、政友である田中正造との距離を示している。

明治30年、田中が鉱業停止を叫呼するや、予は一の研究を経ずして直ちに停止するの早計を非とし、以ての主張に同意せざりき、然れども防毒の工事其功を奏せずして人民の愁訴絶えざるや、問題解決を促すの一事に於いて、予は田中等に同情を表する者なり、蓋し疑案解釈の方法は彼此の間に差異あらん。⁴⁰

島田三郎は、鉱毒問題が長い間解決を得られないのは、「鉱山側」、「政府側」と「被害民側」の複合的な原因からであると説き、以下のようにそれぞれ批判を加えた。

② 地方政府批判

島田は、知事を始め栃木、群馬両県の官吏が、鉱毒問題に対してなんら積極的な対策を立てなかったという怠慢の責任を追及し、さらにこれを日本全国の「官界頹風の一端を示す」ものとして批判を加えた。

本件が中央の問題となるに至る迄、其直接の関係ある栃木、群馬の県知事は、何故に之を解釈するに努めざりし乎。中央の官民が視察巡見するに至る迄、牧民官は何故に之を処理するの労を取ざりし乎。栃木県知事折田が、県会議員として仲裁せしめたる一事を除き、他又何の為す所ありしぞ。(中略) 是れ栃木群馬の二県に止らず今日の官吏の無感覚大抵斯の如くにして二県の事は敵々官界頹風の一端を示すに過ぎざるのみ。⁴¹

③ 鉱山側批判

島田は、鉱主の古河市兵衛に対して、その鉱業経営の手腕や成績を高く評価したが、一方で、古河が鉱毒問題を技術面ではなく、被害民との「永久示談契約」によって解決しようとして結局問題を解決できず、自分も損を受けた「不学無術」である点を批判した。

古河なる者は、鉍業の一事に於て、絶群の伎倆胆畧あり、赤手を以て鉍富を致し、群衆を駆使して居然鉍業界の覇と称す。(中略)然るに彼れは鉍業に於て、此伎倆逸才あるに似ず、社会に立つ所以の事に於ては、一も解する所なき者の如し、其不学無術にして、事を処するの拙劣なるや、吾人の一笑にも値せざるなり。(中略)明治二十三年の頃より今日に至る迄、其禍本を絶ち、其利源を固くするの術を講ぜず、永久示談契約の一紙片を以て、能く後年の苦情を除くべしと考へ、汲々として此一方法に努めしは、愚も亦甚からずや。現在の事実が國の財産、人の安全に害あらば、國家は隨時個人の契約に干渉して之を覆案すべし如何ぞ、私個の約束を頼む可けんや。⁴²

④ 被害民側批判

被害民側に対しては、仲裁派と停止派を区別して、それぞれ批判を加えた。

島田は、仲裁派を「無識地主」と捉え、彼らは積極的に示談を交渉したが、「誠実問題に此問題を解釈するの精神なき」なので、「一町十五円四十銭を以て永久示談を爲す」という「苦情の言眞実ならば、此少額の示談金に満足するの理なく、若し又此示談金に満足するとせば、苦情の過大なるに疑なき能はず、此間大に新なる考査を要する者あらん」。また、「仲裁者鉍業主の間及び総代人地主の間に幾多纏綿錯綜する事情ありて其裏面に埋伏する者あるべしと推断せざるを得ざるなり」と批判した。

その後、停止派を「仲裁は鉍業主の利にして地主の大不利なるが故に地主と鉍業主とは決して和議示談す可からず、且此の如き事件は政府の職分として公けに處理すべし」と規定し、自分の政友であり、停止派の「首領格」にあたった田中正造を批判した⁴³。

亦事理を分解して、之を社会に公訴する的手段を取らず、急言喝論、鉍業者、仲裁者を罵るに盜を以てし、鉍の停止を喝破して、苟も停止説に全部の同意を表せざる者は、直ちに賄賂を汚る者と叫ぶに至る。予輩は当局の曠怠といい、仲裁者の無識といい、鉍業主の晦蒙といふ。然れ共盜という賄賂に汚るというは之を無禮の誣言と断言せざる可からず。

最後に鉍毒調査委員の公平、冷静な調査に期待する言葉を再び述べ、「遍なく専門家の専攻たる結果を聞く迄は、軽々しく断案を下さざるなり」と慎重な立場をとっていたことが見てとれる。

(三) 陸羯南の「国家的社会主義」

陸羯南は、鉍毒事件を、「国家的社会主義の為に正しく好材料たるを得るべし」としている。彼は、1897年3月22日から29日までの『日本』に、七回わたって、「国家的社会主義」と題する一連の論説を掲載した。

① 定義と理由

陸は、「国家主義」＝「国家的社会主義」と考えて、以下のように国家的社会主義を定義した。

国家なるもの、本と社会主義の為に存立する最高の機関なり。克く社会主義を行ふもの

は、克く社会主義を行うものは、克く国家を保つもの、吾輩の所謂国家的社会主義は即ち然り。⁴⁴

更に、陸は、正反両方から、国家的社会主義を唱える必要性を論じた。

一つは、国家は「弱者保護」という「社会主義」の責任を果たすべき「最高の機関」で、その本務はそもそも「弱肉強食の状態を匡済する」ことにある。もう一つは、国家がその責任を果たせないならば、民衆の反乱を招き、「国家」自身の存在を脅かすようになることである。「恒産恒心なきの徒を誘いて良民たらしめんとする」というのは、国家の大きな責任であると述べている。

② 自由と平等

「立憲政治は、本と個人の自由を担保するに在り。されど同時に平等をも認めざるべからず」と、陸は主張する。この立憲政治にたいする解説は、正に陸の「国家的社会主義」の認識の基礎となっていたのである。

陸は、「薩長閥族」が、「理想なし」の「凡庸の材」なので、「自然の状態に放任する」という似て非なる自由主義を奉じ、不健全の「国家主義」を一方的に行っていたとし、その結果、「隠蔽の間に人心を腐敗せしめ、国家主義の名の下に無道の階級を造り出せり」と批判した。

こういう状況に対して、陸が「一夫耕さざれば国その飢を受け、一婦織らざれば国其の寒を承くて」という「社会の連帯の責任」に立脚し、「社会の事は公私互に相済む」ことを提唱した。

一方、「公私相済む」について、「万能」の国家があり得ないと強調して、「全体主義」という政治思想と一定な距離を保ち、「国家之を為して弊ある者は、個人之を為すと同時に、個人の力及ばざる者は、国家乃ち之にあたる」と主張した。

③ 福沢批判

陸によると、当時の「藩閥政府」は「国家主義」を提唱したが、実は、社会平等をまったく考慮せず、自由競争の一方だけを強調していた。それは、「優勝劣敗なる動植界の状態」ともいえる「自由主義」であって、「福沢諭吉」がその代表者であった。

しかも、「藩閥政府」の自由放任政策で弱者を放置するのみならず、「国家主義」の名乗り、「軍人官吏貴族富豪の利益を保護する為に干渉を旨とする」ことは、「社会の徳義的秩序を破壊したり」ということを批判した。陸は、昔から「自由主義」に不満を抱いていたようであり⁴⁵、福沢諭吉を代表とした「自由主義」を非難し続けたのである。

自由主義は国家の干渉を非として裁判及び警察の外成るべく個々人々に放任せよと主張するの主義なり、即ち優勝劣敗なる動植界の状態を人類社会にも是認して之を飾るに優者必存又は自然淘汰の語を以てするは自由主義なり。⁴⁶

前述した福沢の論説は、まさに陸羯南の批判への再批判と言ってよく、両者の正反対の態度や潜在的な論争の存在の可能性は、興味深いことである。

さらに、陸は、「国家的社会主義」と物質的経済論の間に存在する根本的な相違点は、「人道」の有無にあると指摘した。

物資を見て人道を見ず、此を以て所謂の経済の原則なるものは専ら自由放任を主とするなり。国家的社会主義は本と人道より生ずるものにして夫の物質的経済論とは全く相ひ反す。⁴⁷

④ 鉍毒論

前述の論点を踏まえて、陸羯南は、以下のように「鉍毒事件」をもとに「国家的社会主義」を提唱しながら、「動植界の法則」を服従する「不人情なる主義」を特徴とした「福沢主義」や、それを信奉していた藩閥政府を厳しく批判している。

咄咄怪事、一人の鉍主と数百人の農民とは野州の山村に於て久しく葛藤を結びたるも、吾が國家は之を等閑に附し置きたるより、今や社会の一大問題と爲りて朝野爲めに心目を注がざるを得ずなりぬ。物質的文明の觀念は人類社会をして動植界の法則に服従せしめ、國家は其の自ら造りたる法令に拘はりて、今や此の紛議を裁するに由なからんとす。(中略)斯る不人情なる主義は吾が政界を支配するや一朝一夕にあらず、少なくとも十五年来の藩閥政府は世に所謂の福澤主義なるものを採用しながら、他の一面には独逸主義とやらを加味して以て社会の徳義的秩序を破壊したり。冷淡なる放任主義と偏頗なる干涉主義と相い抱合したものは十五年来の藩閥主義を然りと爲す。

三 第二期鉍毒世論

第二期鉍毒世論の主流を担っていた言論人は、内村鑑三、木下尚江、幸徳秋水であり、彼等はほぼ明治30年以後、田中正造と相知り、鉍毒運動に注目し始めたようである。

1 内村鑑三の鉍毒言説

敬虔なキリスト者である内村鑑三⁴⁸の鉍毒言説の特徴は、鉍毒問題を宗教問題としていることである。

① 国家・人類問題

1901年4月原田定助が幹事を担当した足利郡の友愛義団の招待を受け、田中正造の案内で、鉍毒被害地を訪れた内村鑑三は、その所感を「鉍毒地巡遊記」と題して4月30日『万朝報』に掲載した。その中で内村は、鉍毒事件を、決して一地方の問題ではなく、国家問題ないし人類問題と考え、次のように述べている。

足尾銅山鉍毒事件は大日本帝国の汚点なり、之を拭はずして十三師団の陸兵と二十六万噸の軍艦を有するも帝国の栄光は那邊にある。之を是れ一地方問題と做す勿れ、是れ実に国家問題なり、然り人類問題なり、国家或は之が為に亡びん、今や国民挙て眼を西方満州の野に注ぐ、我の艘艦は皆な悉く其軸を彼に対して向く、然共何ぞ知らんや敵は彼にあらずして是にあるを、何ぞ初瀬艦を中禅寺湖に浮べざる、何ぞ朝日艦をして渡良瀬川を溯らし

めざる、而して足尾鉍山を前後両面より砲撃せざる、余をして若し総理大臣たらしめば余は斯くなさんものを。⁴⁹

内村鑑三にとって、なぜ鉍毒問題は重視されなければならなかったのか？それは、「人道の問題」と関わっているからなのである。「鉍毒問題」は、正に「物質的日本」における「人為的災害」であり、「亡国」の問題であり、激しく戦争に反対する精神から、日露問題に先立って解決されるべき問題だというのである。

内村は、「一人が榮華に誇らんが為に万人は飢餓に泣かざるをえざる乎、優勝劣敗は実に人道なる乎、新文明とは実に如斯き者なる乎、王政維新の結果は終に茲に至りし乎」と明治政府を批判し、また、「悲しむものは一府四県の民十数万人なり、喜ぶものは足尾銅山の所有者一人なり、一人が富まんがために万人泣く、之をこれ仁政と言うべき乎」とも述べている。

② 古河市兵衛・政府批判

「種々雑多の社会の罪惡も之を詮じ詰めれば」、「利欲」と「好色」という「二個の罪惡に帰する」という見方を持っていた内村は、鉍毒問題の淵源は、いわば古河市兵衛の個人的資質、つまり彼の徳性の低劣さにあると説いた。⁵⁰

古河市兵衛をして彼の荒廢的事業を益す拡張せしめよ、彼をして渡良瀬沿岸のみならず、関八州はさて置き日本全国までを悉く害毒せしめよ、彼が無辜の民三十万よりその食と住とを奪ひし功勞に由り、彼の為めに政府に請願して、彼の正五位を進めて正一位たらしめ、彼に賜はあるに菊花大綬章を以てせしめ、彼の妾をして七人に止めずして七十人たらしめ（中略）是れ実に彼の欲する所、亦彼の保護者なる明治政府の願う所⁵¹

古河市兵衛は七人の妾を蓄へ、十数万人の民を飢餓に迫らせて、明白なる倫理の道を犯しつつある法律に明文なければは正五位の位階を以て天下に闊歩す、余輩此事を思つて現代の法律なるもの多くの場合に於ては決して人物の正邪を判別するにたるものでない事を思わざるを得ない。⁵²

③ 聖書救済論

1902年に入ると、内村鑑三は次第に鉍毒運動から遠ざかるようになり、聖書研究に沈潜していった。田中正造の「聖書を捨て」直接鉍毒運動に参加すべきという忠告⁵³に対して、彼は、「聖書を棄てよと云ふ忠告に対して」を著わして、自分の立場を表明した。

内村は、「聖書の研究は社会改良の最良法である」と考えており、聖書は戦士にとっての「兵糧」のような「吾等の靈魂の糧」であり、「渡良瀬川沿岸に聖書の行き渡る時は鉍毒問題のかいけつせらるるときである」と説いたのである。なぜなら、「人の靈魂」を救うことこそが真の救済なので、それは、「世の惡罪を其根本に於いて絶たんと欲するのである」と述べていた。

また、「聖書の研究と社会改良」という文章で、「聖書」により足尾鉍毒事件を解決しようとする考え方を以下のように示した。

目下の社会的罪業の首とも称ふべき足尾鉍毒事件に就て考へて御覽なさい、渡良瀬川沿岸

十数万人の家を壊ち食を奪い、其無辜な嬰兒の乳汁までを涸らせる者は何でありますか、是れは勿論足尾の鉍山より流れ来る銅毒砒毒であるに相違ありませんが、然し、此鉍山を掘り又掘らしむる動力は何処にありますか、鉍毒の奥に更に鉍毒より更に激甚なる害毒があるのではありませんか、是れは山から出る毒ではなくして、人の心に湧き出づる毒であります、是は日光山脈に潜む毒ではなくして、東京の中央に於いて醸されつつある毒であります、若し何かの方法を以て東京に於ける此害毒の源を絶つことが出来ますれば足尾の鉍業は其日の中に停止されまして。⁵⁴

2 木下尚江の鉍毒言説

木下尚江については、別稿で部分的に触れたが、清水靖久の「木下尚江にとっての田中正造」や、藤田美実の「木下尚江と田中正造」、佐藤裕史の「田中正造における政治と宗教」などの論文では、田中正造と木下尚江の比較研究が行われている。

木下尚江は、1889年上京してから、1900年田中正造と相知った。1900年2月、木下は『毎日新聞』視察員として足尾鉍毒問題の現地調査を行い、6月『足尾鉍毒事件』という本を出した。この時期の木下の「鉍毒問題」認識は、以下のような幾つの特徴がある。

① 国運の障碍

木下尚江は、「鉍毒問題」を始めて論じた際、それを「工業国たるべき日本」にとっての障碍、即ち「国運の障碍」として捉えていたのである。

昨夕俄かに「足尾鉍毒問題」解釈の重任を負いぬ、工業国たるべき日本に於いて斯かる疑問の何時までも氷解せざるを見て余はかねてより我が国運の障碍と思ひければ敢えて之を承諾したりしなり。（「佐野だより」）

また、木下尚江は鉍毒問題の根本が政府の怠慢や、技術の不備にあると認めていた。

今日我国の学芸は、鉍毒防禦の道に就いて、未た之を研究するに足らざる乎。吾人は之を信ずること能はざるなり。一小鉍毒事件をして、永く社会の疑問たらしめ、渡良瀬河岸一帯の同胞をして、怨恨訴える所なからしむるは、是れ豈国家の怠慢にして、又た学界の恥辱に非ずや。（『足尾鉍毒事件』緒言）

一方、鉍毒問題に苦しんでいる被害民があるので、「人情の為に、正義の為に将た国家当然の職分の為に、我が国民に向けて、速やかに鉍毒問題を積了」しようと促していた。

② 鉍業停止の反対

木下尚江は、当時、田中正造の唱えていた「鉍業停止論」に反対した。

それは、足尾銅山に働きに来ていた労働者への配慮に基づいていた判断である。足尾銅山に依って生活を支える者は「所員と坑夫と其家族とを合わせて一万六千五百」にのぼり、「鉍業の停止は直ちに被害の荒地をして、蜜流れ乳滴ることを得せしむるに非ずして、偶々一方山中に於いて、男女老若一万六千の餓鬼を生みだすに過ぎず」（鉍毒予防の調査）ということであ

る。また、鉱業停止を叫び、時に大挙して都門に迫ろうとする被害民を、その「言行の一瞥せば、尋常軌道の外に逸する」と批判した。（「渡良瀬河岸」）

③ 明治社会の一罪悪史

1901年以後、木下尚江の鉱毒事件に対する認識には、少しずつ変化が生じたようである。鉱毒問題の政治的な責任のみでなく社会的な道徳的問題を認めるようになったのである。

11月13日『毎日新聞』紙上では、「慈善と罪悪」を著わして、当時流行の婦人主導の慈善活動⁵⁵を「婦人の仁」と見なし、鉱毒運動における浅薄点を批判した。

鉱毒問題なる者は明治社会の一罪悪史なり、今日旧庄屋の妻君をして凍死の運命に臨ましめつつある所以の者は、社会と国家と共に其罪責を免れざるなり、故に若し此の窮民に対して慈善の手を伸べんと欲するもの、只だ浅薄なる感情の駆る所となるのみにして、更に其の根源たる社会的罪悪に公憤を発するなくんば、是れ古人所謂「婦人の仁」に過ぎざらんとす。⁵⁶

④ 直訴批判

木下尚江は、田中正造の天皇直訴の行為に大きな不満を抱き、田中正造を厳しく批判していた。「翁の直訴と聞いて、僕は覚へず言語に尽くせぬ不快を感じた。寧ろ侮辱を感じた」、「僕は翁の直訴には終始賛成することが出来なかった」（「臨終の田中正造」）とまで述べている。

1902年1月15日、『六合雑誌』には、木下は、「社会悔悟の色」⁵⁷という一文を著わして、田中正造の直訴に対する評価を行ったのである。

（鉱毒事件は）我が明治の文明が其邪路に迷走して、正当健全の思想發育せず、利己的快樂主義が全勝を占めたる所の一明証なり、（直訴は）立憲政治の為に恐れるべき一大非事なることを明書せざるべからず、何となれば帝王に向て直訴するは、是れ一面において帝王の直接干渉を誘導する所以にして、是れ立憲国共通の原則に違反し、又た最も危険の事態とする所なればなり、（中略）頭に霜を戴ける六十余翁の田中の脳中、専制時代の尊王心を包蔵すべきは吾人が明言して差支なき所なり、最後の判定を帝王に要求するは是れ旧式の尊王心より来れる自然の結果なり、而も吾人が田中の行為を立憲時代の一大怪事と見なす所以。⁵⁸

このように、当時の木下尚江は、天皇を政治の圏外に置くという「立憲国共通の原則」によって、田中正造の直訴は、「量れ一面に於て帝王の直接干渉を誘導する所以」であると考え、田中の行為を「立憲政治の為に恐れるべき一大非事」、「立憲時代の一大怪事」と見做し、田中の思想のなかに「専制時代の尊王心」、「旧式の尊王心」を認めて厳しく批判している。

3. 幸徳秋水の鉱毒言説

1901（明治34）年12月10日、田中正造は足尾鉱毒事件を訴えるため天皇に直訴した。その直訴文を起草したのは、幸徳秋水である。田中正造の天皇直訴に一役を買った秋水は、直訴に

対する態度は、明らかに木下尚江と異なっていたのである。

① 直訴—やむを得ない選択

当時、正造の直訴が社会に衝撃を与えていた事件 2 日後の 12 月 12 日、幸徳秋水は田中正造に宛てた手紙の中で、「兎に角今回の事件は、仮令天聴に達せずとも大に国民の志気を鼓舞致候て、将来鉍毒問題解決の為に十分の功力有之事と相信じ候」と述べている。⁵⁹

当日、幸徳は「臣民の請願権力（田中正造の直訴に就て）」を發表して、「田中の直訴の非難すべき理由を發見すること能はずして、唯田中の心事（鉍毒被害民を救う）の甚だ憐むべきを悲しむのみ」というように田中の行動を擁護している。幸徳によれば、田中正造の直訴という手段は、「鉍毒問題」を解決するための最後の手段である。

田中は能く其の尽くすべき所以を尽くし終れりといえべし、鉍毒事件を処分すべき職責ある政府に向つては、既に請願し督促し尽せり、議會に向かつて亦請願し演説し絶叫せり、世の先覚者に向かつて亦百万して其の同情を求め、其の政府議會を動かさんことを求めたり（中略）其の道を尽くし、理を尽くし、義を尽くして而して一も省せられず、田中たるもの寧ろ空しく昊天に號哭す可けんや。⁶⁰

② 天皇への期待

多くの研究者が指摘した通り、幸徳秋水が天皇崇拜の傾向があり、その傾向が明治 30 年代後半までつづいたようである。幸徳秋水は、おそらく「一君万民」の政治イデオロギーを持っていた。

皇徳は天の如く覆はざることなし、地の如く載せざる所なし、雨露の如く潤さざる所なし、而して臣民の皇室を敬愛し奉つること赤子の慈母に於けるが如し、若し此の間に鴻溝を畫して臣民直ちに 天皇陛下に請願すること能はずと為すものあらば是れ実に君臣を離隔する也、聖明を壅蔽する也、民意の上達を障碍する也、不臣是より甚だしきはあらず。⁶¹

以上の發言は、もし天皇を政治利用する意図がなければ、この時の幸徳は、情熱な天皇崇拜の姿勢が見られる。幸徳にとっては、天皇は政治領域の最高の主導者だけではなく、「家族国家」の家父長であり、さらに宗教や道德の権化である。幸徳秋水が鉍毒事件を代表した問題の解決、そして日本の改革の志向は、天皇に托していたという構想は現われる。

③ 請願の権利

「臣民に請願の権あること、陛下の定め玉へる憲法の條章に昭々たり」と考えていた幸徳は、1902 年 3 月 7 日、「鉍毒被害民の請願」⁶²という文章を著わして、弾圧された被害民の上京請願を声援している。

嗚呼聖代の民、何の罪あつて其請願の権利を蹂躪せらるる（中略）、立憲治下の民が、太平の民が、其衣食を奪われ、其生命を奪はるるに在るに非ずや、其請願、其集会、其交通の正当なる自由と権利を奪はるるに在るに非ずや、然りに不穩は人民之を為すに非ずして当局の有司實に之を為せる也。

天皇直訴文を代作し、そして、「臣民の請願の権力」を提唱した幸徳は、やはり、民衆からの抵抗権を認め、あるいは非合法直接行動の思想的傾向の証拠と見做してもよいのだろう。

幸徳秋水 1907年2月19日、日本社会党大会における演説を行い、鉱毒事件について、田中正造の議会主義の闘争の反響と、全く1907年2月起こった足尾銅山の暴動事件の反響と比べ、労働者大衆による「ゼネラル・ストライキ」という直接行動論を唱え、以下のように述べている。

田中正造翁は最も尊敬すべき人格である、今後十数年の後と雖も、斯の如き人を議会で得るのは六ヶ敷と思う、然るに此田中正造翁が、廿年間議会で於いて叫んだ結果は、何れ丈の反響があったか、諸君あの古河の足尾銅山に指に一本さすことが出来なかったではないか、然して足尾の労働者は三日間にあれ丈のことをやった、のみならず一般の権力階級を戦慄せしめたではないか。⁶³

おわりに

以上、鉱毒事件をめぐる言論の実態を十分に把握するために、煩をいとわず史料を大量に引用した。また、それぞれの知識人が依拠していた様々な価値体系や言説の動機を探り、明治思想界という文脈における鉱毒事件を出来るだけ客観的に解明しようとしたのである。

しかし、史料の羅列では十分ではなく、それぞれの言説を比較して、鉱毒事件をめぐる明治思想像全体を再構築することを通じて、それぞれの知識人の思想の位置、交錯と衝突を明らかにする必要があると思われる。ただ、それは決して簡単な作業ではない。なぜなら、それぞれの知識人ごとに、その思想のスケールの大きさが異なるので、同じように扱うことは不可能だからである。また、彼らの言説を支えていた様々な思想の内容、構造や外延も異なっているのである。

このように複雑な対象を、平均化して、一つの枠組みや範型に収めようとすれば、足を削って靴の大きさに合わせるようになってしまう可能性がある。そこで、明治思想史や鉱毒事件をめぐる明治知識人の言説から、田中正造の思想の「平面的位相」を捉えるために、以下、若干の議論を行いたい。

近代思想や思想家の位置を確定する一番有効な視座は、おそらく丸山真男らの提示した「思想の近代化論」というものであろう。興味深いのは、田中正造がしばしば「21世紀の思想家」と評価されているのにも関わらず、かれの思想や精神を「思想の近代化論」において考察した研究が皆無なことである。

丸山真男の主要な着眼点は、「封建的思惟（自然）から近代的思惟への転回（作為）」にある。丸山によれば、江戸の価値体系の基礎となったのは、朱子学に代表される儒学である。朱子学以来の儒教の哲学体系や倫理体系は、「自然」 nature に依拠して構築されたもので、「自然と人間」、「自然の法則と道徳的規範」、「個人の徳と政治」という連続的な性格を強く持ってい

た。一方、「道德」は政治的なテーマと考えられていたので、江戸時代の政治体系においても、儒学道德が政治理論の一端を担っていた。

渡辺浩は、日中儒学の政治観の差異に注目し、「儒教的民本主義」（中国）と「徳治主義」（日本）とを細かく区別した。「天に託された民に仁政を施すことを君の存在理由と見なす儒教的な民本主義には遠い」日本の徳治主義は、その性格が、主に類似の「親子関係」に基づいた上からの「民への憐れみ」だったと指摘した。⁶⁴

こういう論説を踏まえて考えるに、勝海舟、谷干城、田中正造という「天保の老人」が「鉍毒事件」に面した際の共通の思想的基盤は、正にこのような「封建思想」の儒学であった。彼らはいずれも「旧習慣尊重論」を唱え、道德によって民を安んずる「仁政」、「徳性」という伝統的政治思想を喚起しようとしていたようである。また、「21世紀へのメッセージ」とされた田中正造の「いのち」、「環境保護」の言葉も、このような「伝統思想」に根ざしたものが多かったのである。

この潮流に対蹠した、伝統思想に対する最大の反動者と呼ばれる福沢諭吉は、丸山が描き出した（期待した？）近代的思惟の代表者ともいえよう。福沢は、一人の天保の老人だったのに、西欧の近代文明に熱中し、政治領域から道德などの価値観を切り捨てるべきだと唱えていた。福沢は、特に江戸時代の儒教思想について、「善悪正邪の絶対的固定的対立観に基いて、『一片の徳義以て人間万事を支配し』、『古の道を以て今世の人事を処し』、『臆断を以て物の倫を説き』、『天下の議論を画一ならしめんとする』等典型的に価値判断の絶対主義⁶⁵と述べ、徹底的に否定した。前述の鉍毒言説に見られた「政府中立」、「法律中心」、「技術主導」などの思想や考え方には、「中性国家」の性格が著しく読み取られる。福沢は、おそらく丸山が描き出した（期待した？）一つの立派な「近代思惟」の持ち主であろう。

福沢諭吉の思想潮流を「功利主義」、「自由主義」、「物質主義」や「欧化主義」として斥けて、「否定の否定」の弁証法を体現したのは、陸羯南であった。陸は、「鉍毒事件」を「弱肉強食」などの文明化の問題として捉え、それを是正するために、再び従来の「文化」や「道德」というものに注目して、特にそれをしっかりと保った上で、「福利」の道德思想を積極発揮すべきだと説き、「人道」を組み込み、「自由」と「平等」が上手くバランスを保つことができる現代政治像を提唱した。

一方、内村鑑三、木下尚江、幸徳秋水などの明治の青年が依拠したのは、儒学などの伝統思想は勿論であるが、主に西洋文明の思想であった。内村鑑三は、一つの西洋文明の「淵源」とも言われるキリスト教を「理想な政治像」として求めており、かれは西洋文明の「実体」を学ぼうとした福沢よりも徹底的な欧化主義者といってもよいだろう。木下尚江や幸徳秋水は、社会主義や無政府主義という西洋文明の「新産児」を積極的に受け入れ、東洋世界にあった伝統の「ユートピア」の思想と呼応して、「人道」の欠落など、明治期の文明開化の皮相な外面性を批判しつつけたのである。木下、幸徳の二人が基づいた西洋思想は、その「時代順」では福

沢流の欧化主義の下流に位置し、理論の「進化順」では福沢の依拠した思想よりも新しい段階に位置するものであった。木下、幸徳と対照的に、内村の思想は、西洋思想の底流に位置するものだといえよう。

このような思想界の状況から考えると、田中正造の思想は、実際には19世紀的色彩が濃く、結局、明治時代の思想的発展の中では「前近代的」であったと謂わざるを得ないであろう。

注

- 1 『全集』、月報2、正造翁言行録(2)。
- 2 不要な論争を避けるために、「知識人」に対して若干の説明を加える。丸山真男によれば、「知識人」が明治時代翻訳語で、そもそも正確な対応語がなかったである。明治時代、知識人を論議する場合に用いられる日本語が、「維新以来出て来た歴史的順位に従って主要なものを列記すると以下ようになります。A「学者」「学者先生」、B「学識者」、C「有識者」「有識者階級」と指摘した。「鉱毒事件」は、当時の世論を強く動かしたのである。ジャーナリズムを始め、政治家、言論人、社会主義者、キリスト教徒などは、鉱毒問題に向けて、それぞれの角度からの論説を行っていたのである。本章に使われる「知識人」の概念は、正に、このような「有識者」たちである。(丸山真男「近代日本の知識人」『丸山真男集』第10巻(岩波書店、1996年)、224頁)
- 3 河上肇『自叙伝』第5冊(岩波文庫、1996年)、142頁以下
- 4 小松裕、金泰昌編『田中正造—生涯を公共に献げた行動する思想家』(東京大学出版会、2010年)11頁。
- 5 田中正造が、終始一貫変わらず、鉱業停止と唱えていたから見れば、彼の見解は二者択一式の解決策に過ぎないだろう。
- 6 「For history, the object to be discovered is not the mere event, but the thought expressed in it. To discover that thought is already to understand it. After the historian has ascertained the facts, there is no further process of inquiring into their causes. When he knows what happened, he already knows why it happened.」R.G. Collingwood, The Idea of History, Oxford University Press.1961.P214.
- 7 「All history is the history of thought; and when an historian says that a man is in a certain situation this is the same as saying that he thinks he is in this situation.」R.G. Collingwood, The Idea of History, Oxford University Press.1961.P317.
- 8 河瀬明雄 「歴史的解釈についての一考察コリングウッド批判の二、三の点を繞って」『長崎大学教養部紀要・人文科学』、1964年。
- 9 丸山真男「福沢・岡倉・内村」『丸山真男集』第7巻(岩波書店、1996年)、347頁。
- 10 山本武利『公害報道の原点—田中正造と世論形成』(御茶の水書房、1986年)。また山本武利「足尾鉱毒問題の報道と世論」『東京大学新聞研究所紀要』第20号、1971年。
- 11 また、『全集』巻15解題、706頁。
- 12 1900年(明治33)2月13日、足尾銅山鉱毒被害農民、鉱業停止請願のために、四度目の東京へ向け「押し出し」を執行するが、利根川北岸の群馬県川俣において警官が農民におそいかかり、主な活動家100余名を逮捕する事件である。
- 13 福沢諭吉「文明論之概略」『福沢諭吉全集』第4巻(岩波書店、1959年)、5頁。
- 14 1897年3月27日『毎日新聞』の記事。
- 15 1897年4月20日『国民新聞』の記事。
- 16 1897年3月27日の『毎日新聞』の記事。
- 17 巖本善治編『新訂海舟座談』(岩波文庫1983年)、176頁。
- 18 同上。
- 19 巖本前掲書、52～53頁。
- 20 勝部真長『勝海舟』(PHP研究所、2009年)、171頁。
- 21 1897年4月20日『国民新聞』の記事。

- 22 小林和幸『谷干城』(中公新書、2011年)、206頁。
- 23 大隈重信は、鉍業を停止する意図なく、委員会を設置して、予防工事をするにより、問題を解決しようと思ったようである。参照：小西徳應「足尾鉍毒事件と政府一幻の鉍業法と第一次鉍毒調査委員会を中心に一」『明治大学社会科学研究所紀要 28』(明治大学社会科学研究所、1990年)。また、由井正臣『田中正造』(岩波文庫、1984年) 141頁。
- 24 真辺将之「足尾鉍毒事件と谷干城」『文人の眼(4)』(里文出版、2002年)。
- 25 日本史籍協会『谷干城遺稿』(東京大学出版会、1975年)、611頁。
- 26 1898年12月、谷干城は地租増徴反対同盟を組織し幹事長となり、対する地租増徴論者は地租増徴規制同盟に結集した。その中心に立ったのは、財界の洪沢栄一であり、そのイデオログとして活躍したのは、田口卯吉であった。1898年10月から1899年2月までにかけて、自由主義的な経済論を主張していた田口卯吉と論争を行っている。
- 27 信夫清三郎『天皇制の成立』(南窓社、1980年)、320頁。谷干城に続き、「田口は、「地主と農民に区別あること」に注意をうながし、谷が擁護する自田自作の独立農業者は「専ら耕作の利に因りて衣食するものにして、其払う所の地租の如きは僅少に過ぎず」と強調し、「之に向けて地租を増徴するも其金額知るべきのみ」と指摘し、彼ら「細民」にとつての問題は地租になくて関節税にあると警告し、むしろ土地をもたない小作人に注目し、「地租を増徴すと雖も小作人は決して租税を払うものにあらず、地租を免ずと雖も小作人は決して其恩沢を浴するものにあらず、地租の増減は単に地主に影響するものなり」と論じた」という。
- 28 福沢諭吉「内務大臣の鉍毒視察」『福沢諭吉全集』第15巻(岩波書店、1961年)、650頁。
- 29 福沢諭吉「學術進歩の賜として見る可」『福沢諭吉全集』第16巻(岩波書店、1961年)、8~10頁。
- 30 同上。
- 31 福沢前掲書、「内務大臣の鉍毒視察」。
- 32 同上。
- 33 福沢諭吉「足尾銅山鉍毒事件の処分」『福沢諭吉全集』第15巻(岩波書店、1961年)、669~670頁。
- 34 同上。
- 35 同上。
- 36 同上。
- 37 丸山真男「超国家主義の論理と心理」(『増補版 現代政治の思想と行動』(未来社、1999年)、13頁。
- 38 島田三郎「足尾銅山鉍毒事件」、『明治新聞人文学集』(筑摩書房、1979年)、98~101頁。
- 39 同上。
- 40 木下尚江『足尾鉍毒事件』『木下尚江全集』巻1(教文館、1991年)、262頁。
- 41 島田前掲書。
- 42 同上。
- 43 『全集』・月報7の島田宗三の記録によれば、「島田三郎さんは、足尾銅山を即刻停止すべきだとの論を批判しました。『田中君、君は極端すぎるよ。やっぱり、日本は国防をやらなければならぬし、軍備も拡張しなければならぬ。金もいるんだ。資材もいるんだ。だからして、若干、農民もがまんしなければならぬじゃないか。その川に毒の流れぬように、予防を厳重にやらせようじゃないか』。これが島田三郎さんの常識的な論議でした。これに対して田中正造先生は徹底して反論するわけです」という。
- 44 陸羯南「国家的社会主義」『陸羯南全集』(5)(みすず書房、1970年)、520頁~530頁。
- 45 1890年(明治23)年1月、陸は新聞『日本』に「自由主義如何」と題して、自由主義を批判していた。
- 46 陸前掲書。
- 47 陸前掲書。
- 48 鈴木範久が指摘するとおり、内村は、足尾銅山鉍毒問題を最初に取り上げたのは、1897年3月16日の「Four Notorious Facts About mountains」である。また、4月になると、内村は、『万朝報』に「胆汁数滴」を掲載して、「鉍毒事件」が薩長「無能政府」の好例としていた。参照：鈴木範久『内村鑑三』(岩波書店、1984年) 85頁。内村鑑三『内村鑑三全集』第4巻(岩波書店、1981年) 126頁。
- 49 内村鑑三、『内村鑑三全集』第9巻(岩波書店、1980~1983)、159頁。

- 50 『内村鑑三全集』第10巻、105頁。
 - 51 『内村鑑三全集』第9巻、465頁。
 - 52 『内村鑑三全集』第10巻、214頁。
 - 53 大竹庸悦『内村鑑三と田中正造』(流通経済大学出版社、2002年)40～41頁。
 - 54 『内村鑑三全集』第10巻、105頁。
 - 55 例えば、松本英子らの活動。参照：松本英子『鉱毒地の惨状』(ゆまに書房、2000年)。
 - 56 木下尚江『木下尚江全集』第14巻(教文館、1996年)、419頁。
 - 57 『木下尚江全集』第15巻、22頁。
 - 58 『木下尚江全集』第15巻、22頁。
 - 59 幸徳秋水『幸徳秋水全集』第9巻、(日本図書センター、1982年)、213頁。
 - 60 『幸徳秋水全集』第3巻、372～376頁。
 - 61 同上。
 - 62 『幸徳秋水全集』第4巻、52頁。
 - 63 『幸徳秋水全集』第6巻、156頁。
 - 64 渡辺浩『近世日本社会と宋学』(東京大学出版会、1985年)。
 - 65 丸山真男「福沢諭吉の哲学」『丸山真男集』第3巻、(岩波書店、2003年)、178頁。
- 補注 この点については次の拙稿を参照：「田中正造の「無学」をめぐる一考察」『新潟史学』第62号、2009年。「「生き返らせる」田中正造研究批判」『アジア遊学』第151号、2012年。「「田中正造研究」以前の正造像」『東京大学日本史学研究室紀要』第17号、2013年。